

## 水田農業高収益化推進計画の策定について

制定	令和2年4月1日付け元生産第2167号 令和2年4月1日付け元農振第3757号 令和2年4月1日付け元政統第2085号
一部改正	令和3年4月1日付け2生産第2548号 令和3年4月1日付け2農振第3726号 令和3年4月1日付け2政統第2662号 令和4年4月1日付け3農産第3739号 令和4年4月1日付け3畜産第2056号 令和4年4月1日付け3農振第2895号 農林水産省生産局長通知 農村振興局長通知 政策統括官通知

主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、水田農業の高収益化を推進し、農業・農村の活性化や担い手の確保を図る必要がある。

水田農業の高収益化を図るためには、野菜や果樹等の高収益作物のほか、労働生産性の高い子実用とうもろこしも適切に組み合わせた産地を育成することが重要である。

このため、国のみならず地方公共団体等においても関係部局が連携して、水田農業の高収益化に向けた取組を計画的かつ一体的に推進できるよう、水田農業高収益化推進計画の策定について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、円滑な実施が図られるよう御配慮いただきたい。

## 水田農業高収益化推進計画の策定

### 第1 目的及び趣旨

国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米を安定供給するとともに、水源涵養機能や洪水防止機能等の多面的機能を維持していくために、持続性に優れた生産装置である水田を維持していく必要がある。

一方で、主食用米の需要は毎年減少傾向にあり、水田農業の高収益化を図るためには、野菜や果樹等の高収益作物のほか、労働生産性の高い子実用とうもろこしも適切に組み合わせて、産地を育成していくことが重要である。

こうした中、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、水田における野菜や果樹等の高収益作物への転換に当たって、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入及び販路確保等の取組を計画的かつ一体的な推進及び子実用とうもろこしの生産の推進が位置付けられたところである。

これらを踏まえ、都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画（以下「都道府県推進計画」という。）」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携してこうした取組を計画的かつ一体的に推進し、水田における高収益作物や子実用とうもろこしの導入・定着を図る。

### 第2 高収益作物の定義

高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物とする。ただし、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物であることについて地方農政局等の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものとする。この場合、第4の1の都道府県推進計画の承認手続と併せて、地方農政局等の承認を得ることとする。なお、令和3年度以降に、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第2の6の（3）の注1に規定する水田収益力強化ビジョンの承認手続と併せて承認を得ている作物については、再承認手続は不要とする。

### 第3 都道府県推進計画

都道府県は、水田における高収益作物や子実用とうもろこしの導入・定着を図るための計画として、2に掲げる事項を内容とする都道府県推進計画（別紙様式第1号別添1）を策定するものとする。

なお、都道府県推進計画には、都道府県内の産地段階において、作成主体（地域農業再生協議会、市町村、農業協同組合、土地改良区、集落営農組織、農業法人等）が2の（6）に掲げる事項を内容として作成する産地推進計画（別紙様式第1号別添2）を含むものとする。

#### 1 策定主体

都道府県

#### 2 都道府県推進計画の内容

（1）水田において高収益作物・子実用とうもろこしの導入を図る目的

（2）目標

① 推進方針

② 推進品目

（3）推進体制及び役割

- (4) 目標達成に向けた取組
- (5) 産地推進計画の作成主体
- (6) 産地推進計画
  - ① 計画作成主体の情報
  - ② 推進品目及び目標
  - ③ 農業者一覧
  - ④ 事業計画
  - ⑤ 過去に実施した事業

#### 第4 都道府県推進計画の手続

##### 1 都道府県推進計画の策定

- (1) 都道府県は、第5の1で提出された都道府県内の産地推進計画の内容を踏まえ、都道府県推進計画を策定し、別紙様式第1号により地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に提出するものとする。
  - (2) 地方農政局等は、都道府県から提出のあった都道府県推進計画について、別記の承認基準に照らして適当かを審査し、その内容が適当と認められる場合は承認し、別紙様式第2号により都道府県に通知するものとする。
  - (3) 都道府県は、(2)の承認がなされた後、おおむね2週間以内に都道府県のホームページ等で都道府県推進計画のうち第3の2の(1)から(5)まで並びに(6)の①及び②を公表するものとする。
- 2 都道府県が、承認後の都道府県推進計画の変更を行う場合は、1の規定を準用する。
- 3 都道府県は、1の(2)の通知を受けた翌年度以降、毎年度6月末までに、第5の4で提出された都道府県内の産地推進計画の実績報告を踏まえ、別紙様式第3号により地方農政局等へ実績報告を行うものとする。
- 4 地方農政局等は、3による実績報告を受けた場合、その内容について確認し、目標の達成状況が十分でないとは判断した場合等には、適切な指導・助言を行うものとする。
- 5 都道府県は、4の指導・助言を受けた場合には、当該産地推進計画の作成主体に改善計画を提出させた上で、その内容を踏まえ、別紙様式第4号により地方農政局等に改善計画を提出するものとする。
- 6 地方農政局等は、5による改善計画の提出を受けた場合、その内容について確認し、目標達成が困難と判断した場合等には、適切な指導・助言を行うとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、都道府県に改善状況の報告をさせるものとする。ただし、以下のいずれかに該当し、地方農政局等が妥当と判断した場合には、都道府県は目標を変更し、又は改善状況の報告を終了することができるものとする。なお、目標を変更する場合の手続は、1の規定を準用とする。
- ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
  - イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

#### 第5 産地推進計画の手続

- 1 作成主体は、産地推進計画を作成し、都道府県の指定する期日までに、都道府県に提出するものとする。
- 2 作成主体が、承認後の都道府県推進計画の産地推進計画の変更を行う場合は、1の規定を準用する。

- 3 作成主体は、毎年度、都道府県の指定する期日までに、別紙様式第3号別添2により都道府県に実績報告を行うものとする。
- 4 都道府県は、3による実績報告を受けた場合、その内容について確認し、目標の達成状況が十分でないと判断した場合等には、適切な指導・助言を行うものとする。
- 5 作成主体は、都道府県より、第4の5の改善計画の提出を求められた場合、都道府県が指定する期日までに、別紙様式第4号別添2により都道府県に改善計画を提出するものとする。
- 6 都道府県は、5による改善計画の提出を受けた場合、その内容について確認し、目標達成が困難と判断した場合等には、適切な指導・助言を行うものとする。

## 第6 対象事業

産地推進計画のうち第3の2の(6)の④に位置付けることができる事業については以下のとおりとする。

- 1 時代を拓く園芸産地づくり支援事業（水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）及び大規模契約栽培産地育成強化事業）（持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知）の別紙2に基づく事業をいう。）
- 2 畜産生産力・生産体制強化対策事業（飼料生産利用体系高効率化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用対策）（畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第1560号農林水産事務次官依命通知）第5の(5)の②に基づく事業をいう。）
- 3 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（強い農業づくり総合支援交付金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）第3の1に基づく事業をいう。）
- 4 農地利用効率化等支援交付金のうち融資主体支援タイプ（農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づく事業をいう。）
- 5 果樹農業生産力増強総合対策（持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農産局長通知）別紙3に基づく事業をいう。）
- 6 国営かんがい排水事業のうち高収益作物導入促進事業（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）別紙6に基づく事業をいう。）
- 7 国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D157号農林水産事務次官依命通知）第4に基づく事業をいう。）
- 8 国営緊急農地再編整備事業（国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）第3に基づく事業をいう。）
- 9 農業競争力強化農地整備事業（農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づく事業をいう。）
- 10 農地中間管理機構関連農地整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づく事業をいう。）
- 11 水利施設等保全高度化事業（水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 12 中山間地域農業農村総合整備事業（中山間地域農業農村総合整備事業実施要領

(令和2年3月31日付け元農振第2792号農林水産省農村振興局長通知)別表に基づく事業をいう。)

13 農地耕作条件改善事業(農地耕作条件改善事業実施要綱(平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知)に基づく事業をいう。)

14 水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成(経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の6の(3)に基づく事業をいう。)

## 第7 助成

国は、予算の範囲内において、産地推進計画に位置付けられた事業について、優先配分、優先的な採択等の措置を行うものとする。

附則(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号)  
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年4月1日付け2生産第2548号、2農振第3726号、2政統第2662号)

1 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知の施行の際現に改正前の水田農業高収益化推進計画の策定についての第2の水田フル活用ビジョンの承認手続と併せて高収益作物として取り扱うものとする旨の承認を得ている作物については、改正後の水田農業高収益化計画の策定についての第2の水田収益力強化ビジョンの承認手続と併せて高収益作物として取り扱うものとする旨の承認を得た作物とみなす。

附則(令和4年4月1日付け3農産第3739号、3畜産第2056号、3農振第2895号)  
この改正は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

番 号  
年 月 日

農政局長（※） 殿

都道府県知事

水田農業高収益化推進計画の承認申請について

水田農業高収益化推進計画を策定したので、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）第4の1の（1）の規定に基づき、別添のとおり承認を申請します。

注：変更の場合は、件名の「水田農業高収益化推進計画の承認申請について」を「水田農業高収益化推進計画の変更承認申請について」とし、本文中の「を策定した」を「の変更を行う必要がある」とする。

（※）北海道にあっては北海道農政事務所長宛て、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長宛てとすること。

(別添1)

No.	
策定年月	令和〇年〇月
見直し年月	令和〇年〇月

# 水田農業高収益化推進計画

都道府県名

1. 水田において高収益作物・子実用とうもろこしの導入を図る目的



## 2. 目標

### (1) 推進方針

--

### (2) 推進品目

品目名	用途	露地 ／ 施設	選定理由	目標									
				作付面積の拡大		収量の向上		販売額の向上		その他			
				現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値		
				ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)			(令和〇年)	(令和〇年)
				ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)			(令和〇年)	(令和〇年)
				ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)			(令和〇年)	(令和〇年)
				ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)			(令和〇年)	(令和〇年)

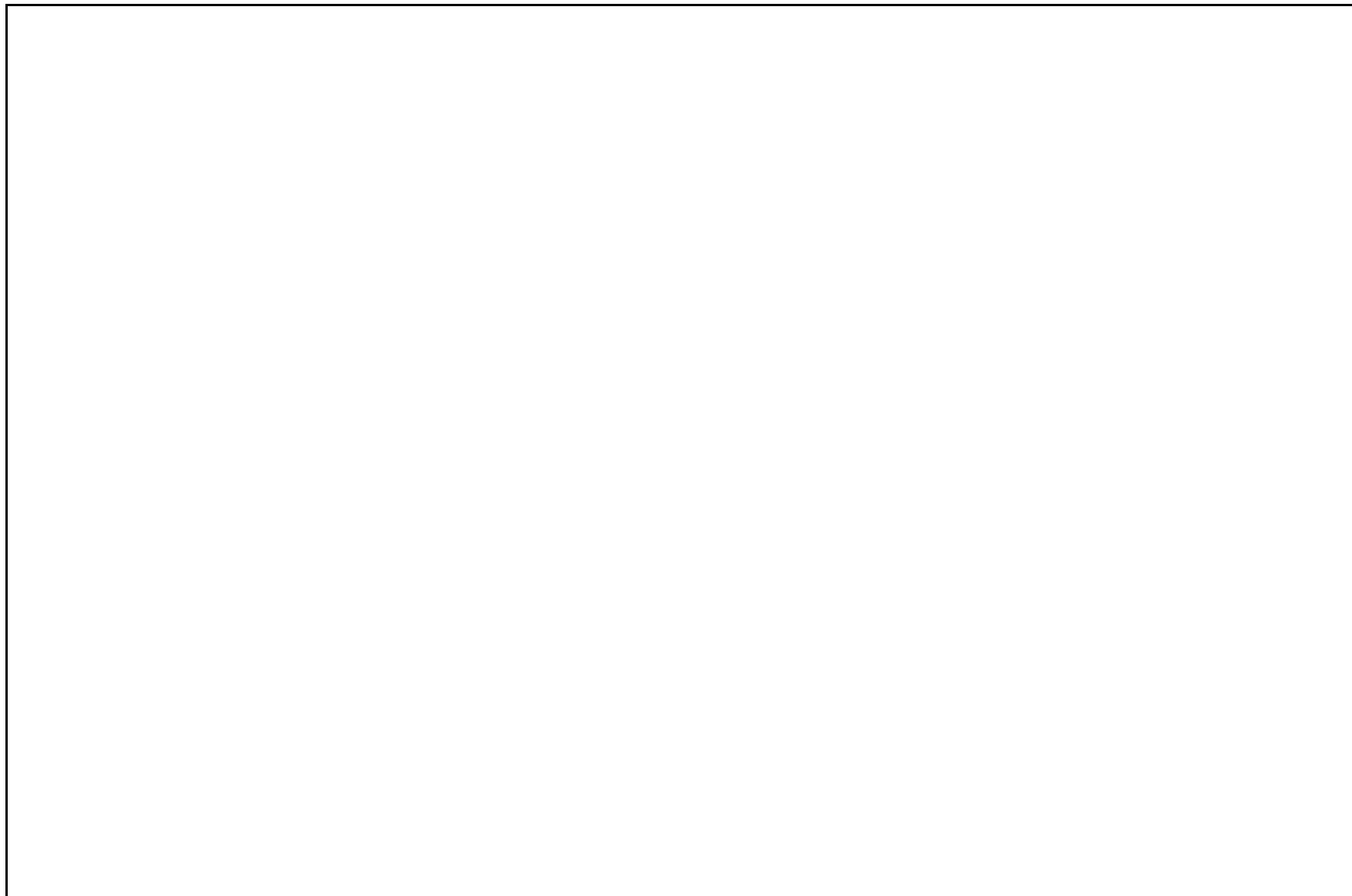
※ 「用途」欄には、用途に応じて「生食用」「加工・業務用」「飼料用」「切り花用」等と記載する。

※ 同一の品目であっても、用途や「露地／施設」の別が異なる場合、項目を分けて記載する。

※ 「選定理由」欄には、①出荷先が確保されているか、②既存産地等との競合により需給バランスに乱れが生じないか、③ロットは確保できるなどの観点にも留意して記載する。（関係資料の添付でも可。また、審査に当たって追加資料の提出を求められることがある。）

※ 設定した目標値の妥当性が分かる資料（県や地域の統計など）を添付すること。

### 3. 推進体制及び役割



#### 4. 目標達成に向けた取組

##### (1) 品目共通の取組

--

##### (2) 推進品目ごとの取組

品目名	取組内容			
	作付面積の拡大	収量の向上	販売額の向上	その他

## 5. 産地推進計画の作成主体

No	作成主体名	関係市町村	備考

※ 各主体が作成した「産地推進計画」を添付するものとする。

(別添2)

No.	
策定年月	令和〇年〇月
見直し年月	令和〇年〇月

水田農業高収益化推進計画  
〇〇産地推進計画

1 計画作成主体の情報

名称	
構成機関・団体名及び役割分担	

2 推進品目及び目標

品目名	用途	露地 ／ 施設	産地名	目標							
				作付面積		収量		販売額		その他	
				現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値	現状値	目標値
				ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	(令和〇年)	(令和〇年)
				ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	(令和〇年)	(令和〇年)

※ 「用途」欄には、用途に応じて「生食用」「加工・業務用」「飼料用」「切り花用」等と記載する。

※ 同一の品目であっても、用途や「露地／施設」の別が異なる場合や、出荷団体が複数ある場合には、項目を分けて記載し、

「産地名」欄に、●●農協、●●集落、●●学区など、一定のまとまりを持って高収益作物又は子実用とうもろこしの作付けに取り組む範囲が分かる名称を記載すること。

※ 設定した目標値の妥当性がわかる資料（県や地域の統計など）を添付すること。

### 3 農業者一覧

No.	農業者名		産地名	活用事業								備考
	作物名			㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	加工・業務用	㉜	

○ 「農業者名」には、以下のいずれかに該当する者の氏名を記載する。

- ・ 水田活用の直接支払交付金「水田農業高収益化推進助成」を活用する者
- ・ 4の事業計画に位置付けた事業の受益者でありかつ、高収益作物又は子実用とうもろこしの作付けを行う者

○ 「産地名」には、2の推進品目及び目標に記載した産地名のうち、農業者が所属する産地名を記載する。

○ 「活用事業」には、以下のうち活用する事業の欄に「○」を入力する。

- |   |                                |
|---|--------------------------------|
| ㉖時代を拓く園芸産地づくり支援事業                                       | ㉗強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ |
| ㉘畜産生産力・生産体制強化対策事業<br>(飼料生産利用体系高効率化対策のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策) | ㉙果樹農業生産力増強総合対策<br>(削る)         |
| ㉚生産基盤の整備(農業競争力強化基盤整備事業等)                                | ㉛水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成   |
| ㉜農地利用効率化等支援交付金のうち融資主体支援タイプ                              |                                |



#### 4 事業計画

##### (エ) 果樹農業生産力増強総合対策（削る）

No.	事業名	市町村名	事業実施 主体名	メニュー名	作物名	事業内容 (省力樹形、機械作業体系 の導入等)	着手年度	完了年度

##### (オ) 生産基盤の整備（農業競争力強化基盤整備事業、農地耕作条件改善事業等）

No.	事業名	市町村名	地区名	事業実施 主体名	受益面積	受益者数	事業内容 (客土、排水対策等)	着手年度	完了年度

##### (カ) 水田活用の直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成

交付申請者ごとに、毎年提出する営農計画書において内容を確認

##### (キ) 農地利用効率化等支援交付金のうち融資主体支援タイプ

No.	市町村名	地区名	作物名	事業内容 (導入施設・機械とその効果等)	着手年度	完了年度



## 5 過去に実施した事業

事業名	実施期間	実施主体	事業内容

- 過去5年以内に、産地内で完了した高収益作物又は子実用とうもろこしの導入に係る事業（4の事業計画の（ア）～（オ）に該当する事業）を記載する。
- 事業実施に当たって作成した計画を添付する。

様式第2号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長 (※)

水田農業高収益化推進計画の承認通知書

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった水田農業高収益化推進計画について、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）第4の1の（2）に基づく審査の結果、承認したので通知します。

(※) 北海道にあっては北海道農政事務所長宛て、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長宛てとすること。

様式第3号

番 号  
年 月 日

地方農政局長（※） 殿

都道府県知事

水田農業高収益化推進計画の実績報告について（令和〇年度）

令和〇年度における水田農業高収益化推進計画の実績について、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）第4の3の規定に基づき、別添のとおり報告します。

（※）北海道にあつては北海道農政事務所長宛て、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長宛てとすること。

(別添1)

NO.	
報告年月	令和〇年〇月

# 水田農業高収益化推進計画 実績報告

都道府県

# 1. 目標の達成状況

## (1) 推進状況

目標(令和〇年): 〇年目(令和〇年):
-------------------------

## (2) 推進品目ごとの達成状況

品目名	用途	露地 ／ 施設	作付面積の拡大			収量の向上			販売額の向上			その他		
			計画時	1年目	目標	計画時	1年目	目標	計画時	1年目	目標	計画時	1年目	目標
			ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	(令和〇年)	(令和〇年)	(令和〇年)
			ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	(令和〇年)	(令和〇年)	(令和〇年)
			ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	(令和〇年)	(令和〇年)	(令和〇年)
			ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	kg/ 10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	(令和〇年)	(令和〇年)	(令和〇年)

※ 2年目以降は、適宜、欄を追加して報告すること。

## 2. 目標達成に向けた取組の実施状況

### (1) 品目共通の取組状況

1年目(令和〇年)

.....

.....

### (2) 推進品目ごとの取組状況

品目名	取組内容			
	作付面積の拡大	収量の向上	販売額の向上	その他
	1年目(令和〇年) ..... .....			

### 3. 課題及び次年度の取組内容

【目標達成に向けた課題】

【次年度の取組】

- 1、2及び管内の産地推進計画の実績報告を踏まえて、目標達成に向けた課題を把握した上で、次年度の取組内容を記載すること。
- 管内の産地推進計画の実績報告を添付すること。

(別添2)

NO.	
報告年月	令和〇年〇月

水田農業高収益化推進計画  
〇〇産地推進計画 実績報告

1 推進品目ごとの達成状況

品目名	用途	露地/施設	産地名	作付面積			収量			販売額			その他		
				計画時	1年目	目標	計画時	1年目	目標	計画時	1年目	目標	計画時	1年目	目標
				ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)
				ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)
				ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	ha (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	kg/10a (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)	円 (令和〇年)

○ 『産地推進計画』に推進品目として位置付けた品目ごとに記載すること。

○ 2年目以降は、適宜、欄を追加して記載すること。



## 2 農業者ごとの取組状況

No.	農業者名	産地名	活用事業						作付面積 1年目 (令和〇年)	収量 1年目 (令和〇年)	販売額 1年目 (令和〇年)
			㉠	㉡	㉢	㉣	㉤	㉥			
									ha	kg/10a	円
									ha	kg/10a	円

○ 「農業者名」には『産地推進計画』に位置付けた農業者名を記載し、高収益作物または子実用とうもろこしの品目ごとに「作付面積」「収量」「販売単価」を記載すること。

○ 「産地名」には、1の推進品目ごとの実績に記載した産地名のうち、農業者が所属する産地名を記載すること。

○ 「活用事業」には、以下のうち実績報告時点で活用した事業の欄に「○」を入力すること。

㉠時代を拓く園芸産地づくり支援事業

㉡強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ

㉢畜産生産力・生産体制強化対策事業  
(飼料生産利用体系高効率化対策のうち国産濃厚飼料生産・利用拡大対策)

㉣果樹農業生産力増強総合対策のうち未来型果樹農業等推進条件整備事業

㉤生産基盤の整備（農業競争力強化基盤整備事業等）

㉥水田活用直接支払交付金のうち水田農業高収益化推進助成

㉦農地利用効率化等支援交付金のうち融資主体支援タイプ

○ 2年目以降は、適宜、欄を追加して記載すること。

### 3 課題及び次年度の取組内容

【目標達成に向けた課題】

【次年度の取組】

- 策定主体は、1及び2を踏まえて、目標達成に向けた課題を把握した上で、次年度の取組内容を記載すること。

様式第4号

番 号  
年 月 日

地方農政局長（※） 殿

都道府県知事

水田農業高収益化推進計画の改善計画の提出について

令和〇年度に策定した水田農業高収益化推進計画について、目標の達成が図られるよう、水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知）第4の5の規定に基づき、別添のとおり改善計画を提出します。

（※）北海道にあつては北海道農政事務所長宛て、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長宛てとすること。

(別添1)

## 〇〇都道府県推進計画の改善計画について

都道府県名	計画策定年度

### I 推進品目ごとの目標の未達成理由等

品目名	用途	露地 ／ 施設	目標				実績値	目標未達成となった 主な理由	目標達成に向けた 改善措置	目標達成見込 時期
			項目名	現状値	目標値	目標年度				
				(令和〇年)	(令和〇年)					
				(令和〇年)	(令和〇年)					
				(令和〇年)	(令和〇年)					
				(令和〇年)	(令和〇年)					

### II 産地ごとの未達成理由等

計画 番号	産地名	未達成理由の総括	目標達成に向けた改善措置	目標達成 見込時期

〔記入要領〕

- I 「品目名」及び「目標」欄については、未達成となった推進品目及び目標を記入する。  
「目標」の「項目名」欄については、未達成となった項目（作付面積の拡大、収量の向上、販売額の向上等）を記入する。  
「目標」の「現状値」欄については、都道府県推進計画策定時の現状値を記入する。  
「目標」の「目標値」欄については、都道府県推進計画策定時の目標値を記入する。  
「実績値」欄には、改善計画を作成した年度における実績値を記入する。  
「目標未達成となった主な理由」欄については、目標の項目ごとに主な理由を記入する。  
「目標達成に向けた改善措置」欄については、これまでの達成状況の推移等を踏まえ、具体的な改善措置の内容について、都道府県推進計画に定めた取組内容と関連させて記入する。  
「目標達成見込時期」欄については、「目標達成に向けた改善措置」の内容及び産地ごとの目標達成見込時期を踏まえて記入する。
- II 「産地名」欄については、目標が未達成となった産地を記入する。  
「未達成理由の総括」欄については、産地から提出された改善計画を踏まえ、未達成理由を総括的に整理する。  
「目標達成に向けた改善措置」欄については、都道府県から産地へ行う具体的な改善措置の内容について、都道府県推進計画に定めた取組内容と関連させて記入する。  
「目標達成見込時期」欄については、産地推進計画の作成主体から提出された改善計画と整合をとって記入する。

(別添2)

〇〇産地推進計画の改善計画について

産地推進計画名	計画作成年度

推進品目ごとの成果目標の未達成理由等

品目名	用途	露地 ／ 施設	産地名	目標			実績値	目標未達成となった 主な理由	目標達成に向けた 改善措置	目標達成 見込時期
				項目名	現状値	目標値				
					(令和〇年)	(令和〇年)				
					(令和〇年)	(令和〇年)				
					(令和〇年)	(令和〇年)				
					(令和〇年)	(令和〇年)				

〔記入要領〕

- 「品目名」、「産地名」及び「目標」欄については、目標未達成となった推進品目、産地及び目標を記入する。
- 「目標」の「項目名」欄については、未達成となった項目（作付面積、収量、販売額等）を記入する。
- 「目標」の「現状値」欄については、産地推進計画作成時の現状値を記入する。
- 「目標」の「目標値」欄については、産地推進計画作成時の目標値を記入する。
- 「実績値」欄には、改善計画を作成した年度における実績値を記入する。
- 「目標未達成となった主な理由」欄については、目標の項目ごとに主な理由を記入する。
- 「目標達成に向けた改善措置」欄については、これまでの達成状況の推移等を踏まえ、具体的な改善措置の内容について、産地推進計画に定めた構成機関・団体ごとの役割と関連させて記入する。
- 「目標達成見込時期」欄については、改善措置の内容を踏まえ、都道府県推進計画の策定主体である都道府県とも調整の上、記入する。